

国立大学法人島根大学と島根県産業技術センターとの包括的連携に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「大学」という。）と島根県産業技術センター（以下「センター」という。）は、相互の連携・協力を推進するため、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大学とセンターが包括的な連携・協力のもと、双方が有する人的、知的及び技術的資源を有効に活用し、地域産業の振興と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 大学とセンターは、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）地域産業の振興に関する事項
- （2）教育・文化の振興に関する事項
- （3）人材育成に関する事項
- （4）産業界のグローバル化に対応した研究開発に関する事項
- （5）その他両者が必要と認める事項

（個別事業の実施）

第3条 本協定に基づく具体的な事業（以下「個別事業」という。）の内容、実施方法、役割分担、費用負担、成果の取扱い、秘密情報の取扱いその他必要な事項については、両者が協議の上、覚書、契約書その他の書面により別途定めるものとする。

（連携協議会）

第4条 大学とセンターは、本協定に基づく連携・協力を円滑に推進するため、連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成、運営その他必要な事項については、両者が協議の上、別途定めるものとする。
- 3 協議会は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（秘密保持）

第5条 大学とセンターは、本協定及び個別事業の遂行の過程で相手方から開示される情報であって、相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- （1）相手方から知得した時点で、既に自ら保有していた情報
- （2）相手方から知得した時点で、既に公知となっていた情報
- （3）相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報

（4）相手方から知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

3 秘密情報の管理方法、開示範囲、存続期間（終了後の取扱いを含む。）その他の詳細は、必要に応じて個別事業ごとに別途書面で定めるものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、学会等での公表が想定される場合その他正当な理由がある場合には、両者は相手方と協議の上、適切な公表ができるよう協力するものとする。

（事務）

第6条 本協定に係る事務は、大学及びセンターの所管部署において処理する。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間満了日の30日前までに、大学又はセンターのいずれからも書面による改廃の申入れがないときは、本協定はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3 本協定の有効期間中であっても、大学とセンターは、協議の上、本協定を改定することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈・運用に疑義が生じた事項については、大学とセンターは誠意をもって協議し、解決するものとする。

附則

「国立大学法人島根大学と島根県産業技術センターとの包括的連携に関する協定書」（平成25年11月27日）は廃止する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、大学及びセンターが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年7月23日

国立大学法人島根大学
学長 大谷 浩



島根県産業技術センター
所長 大畑 光延

